

第3次大仙市行政改革大綱

後期実施計画

(平成29～31年度)

平成29年3月



大仙市マスコットキャラクター
まるひちゃん

第3次行政改革大綱 後期実施計画体系表

基本方針	推進項目	No.	取組項目	ページ
1 成果を意識した効率的・効果的な行政運営	(1) 行政運営のスリム化の推進	1	災害時対応の充実	2
	(2) 選択と集中による事業の重点化	2	ふるさと納税活用事業の促進	3
		3	文化財関係公開施設の合理的な開館時期等の見直し	3
2 市民満足度を重視した行政サービスと職員力の向上	(1) 社会情勢や市民ニーズに対応した行政サービス	4	道路維持体制の再編と整備	4
		5	生涯学習施設等の使用料の見直し	4
	(2) 市民との協働のまちづくりの推進	6	自主防災組織の組織率の向上と活動支援	5
		7	市民参加型の広報の充実	5
		8	パブリックコメントの制度化	6
		9	市内総合型スポーツクラブの充実	6
	(3) 職員力の向上と意識改革	10	職員研修受講者数の拡大	7
		11	職員能力を活用するための人材リスト作成	7
		12	省エネルギー推進体制の確立	8
3 合併特例期間終了を見据えた財政健全化の推進	(1) 持続可能な財政基盤の確立	13	市債発行額の抑制	9
		14	各種補助金の検証・見直し	9
	(2) 財源の確保・拡充	15	水道料金の収納率向上の推進	10
		16	簡易水道料金の収納率向上の推進	10
		17	下水道使用料等の滞納分の収納率向上の推進	10
		18	公有財産処分の推進	11
		19	市税等の滞納防止と自主納付の促進	11

行政改革大綱 後期実施計画書

- 2 -

1 成果を意識した効率的・効果的な行政運営

(1) 行政運営のスリム化の推進

No	取 組 項 目	取 組 内 容	現状の課題	達成目標 (どういふ状態にするのか)	年次計画					担当課	
					指標名 (単位)	現状 (H28)	29年度	30年度	期末値 (H31)		
1	災害時対応の充実	災害対策本部等の職員参集場所については、交通障害等やむを得ない場合を除き現所属の勤務所に参集することになっているが、第2次参集対象外の本庁所属で地域に精通する職員は、居住する地域の支所(庁舎等)に参集するなど、応援態勢の拡充を含む災害時の対応について検討し、見直し案を作成する。	市内7支所では、防災担当の市民サービス課には男性職員が少ないこと、また支所全体で地域外出身の職員もいることから、災害被害調査がもう少しスムーズにできる工夫が必要である。 災害発生時の初動体制が被害軽減に最も重要であるが、管轄する地域の面積や集落数、地勢など各支所の特性に応じた職員の対応に苦慮している。	災害が発生し、第2次参集となった場合には、参集対象外となっている本庁所属の職員は可能な限り居住する地域の支所(庁舎等)に参集することなど、支所に対する職員の応援態勢を拡充した新たな基準とする見直し案を作成し、地域防災計画に反映させる。	活動目標	災害時対応の充実	—	見直し案の検討	見直し案の検討 または 最終見直し案作成	最終見直し案作成 地域防災計画への反映	●各支所市民サービス課 総合防災課
					成果目標	—	—	—	—	—	

●印の課が主担当として取り組みます。

【参考】

災害警戒対策部(第2次参集)
●地震 市内で震度5発生、その他必要な災害時 ●一般災害 台風・洪水・大雪・突風等自然災害、多数の死傷者事故、大規模火災等 ◎参集課職員 総務部長(対策部長) 部長＝企画、市民、健康福祉、上下水道、農林、経済産業、建設、教育指導、生涯学習 課長＝総合防災、総務、総合政策、秘書、税務、財政、社会福祉、健康増進、環境安全 上水道、農業振興、農林整備、観光交流、企業商工、道路河川、都市管理、会計 教育総務、教育指導、生涯学習及び各課室指定職員 支所 支所長、課長、公民館長、指定職員

行政改革大綱 後期実施計画書

1 成果を意識した効率的・効果的な行政運営

(2) 選択と集中による事業の重点化

No	取組項目	取組内容	現状の課題	達成目標 (どういう状態にするのか)	年次計画					担当課
					指標名 (単位)	現状 (H28)	29年度	30年度	期末値 (H31)	
2	ふるさと納税活用事業の促進 新規	ふるさと納税活用事業(ふるさと納税により集まった寄附金を財源とする事業)の企画方法等について見直しを実施する。	寄附金の活用分野として4分野(観光、高齢者福祉、自然環境、子育て)あり、これまでに観光、子育て分野の事業を実施。 庁内各課所室からの積極的な活用事業の提案が必要。 寄附金を効果的に活かした事業の企画しやすい仕組みづくりが必要。	ふるさと納税活用事業の次年度事業について、各分野1件以上の事業提案を得られるようにする。また、分野の拡充についても検討する。	活動目標	—	—	募集方法の検討 次年度事業の募集	次年度事業の募集	まちづくり課
					成果目標	次年度事業提案の件数	0件	4件	4件	
3	文化財関係公開施設の合理的な開館時期等の見直し 新規	各公開施設の来館者状況の把握や分析、外部意見の広聴など、費用対効果の観点から合理的な開館・開園の時期等について検討する。	全体的に来館者が減少傾向にあるが、公開期間については従来どおりの状態となっている。 経常経費の縮減を推進、企画展などの集客施策を実施しているが、入館者1人当たりの管理費率を考慮した場合、合理的な開館時期等について見直しの検討が必要である。	各施設利用者の便益性に配慮しつつ、開館時期等を見直し、最も効率的で合理的なものにする。	活動目標	—	—	来館者数の季節や曜日ごとの動向調査・アンケート等の検討、分析	見直しによる開館時期等の実施	●文化財保護課 観光交流課 生涯学習課
					成果目標	来館者1人当たりの管理経費	(年度末に算出)	—	—	
								1人当たり管理費の縮減△5%程度(対H28)		

●印の課が主担当として取り組みます。

行政改革大綱 後期実施計画書

- 4 -

2 市民満足度を重視した行政サービスと職員力の向上

(1) 社会情勢や市民ニーズに対応した行政サービス

No	取組項目	取組内容	現状の課題	達成目標 (どういう状態にするのか)	年次計画					担当課	
					指標名 (単位)	現状 (H28)	29年度	30年度	期末値 (H31)		
4	道路維持体制の再編と整備 前期からの継続	現在の大曲地域を拠点とした道路維持作業班（維持補修、側溝清掃、舗装修繕等）と中仙地域を拠点としたパッチング作業班の2班体制で市内全域の作業にあたっている。 延長約3,200kmの市道を効率的かつ効果的に管理するため、各作業班の人員・装備の拡充を目指す。 また、除雪作業を含めた年間を通じた道路維持作業体制の確立を目指す。	道路維持作業は、全て臨時職員で行っているが、季節雇用のため人材の確保が困難となっていることに加え、労務、安全管理上に問題を抱えている。	現在の季節雇用の道路維持作業班及びパッチング作業班と任意組合に委託している除雪作業を統合し年間を通して作業実施する作業班を設置する。 上記の作業班には、管理責任者1名、職長2名（維持・パッチング各1名）を配置する。	活動目標	—	—	検討・試行	検証・試行	活動開始	道路河川課
					成果目標	直営舗装工事延長(m/年)	2,600	2,600	2,800	3,000	
						直営パッチング作業量(t/年)	18	27	31	36	
5	生涯学習施設等の使用料の見直し 前期からの継続	公民館等の生涯学習施設及びスポーツ施設の使用料や減免の取扱いの統一を図る。	地域や施設によって使用料や減免にバラつきがあるため、公平性の観点から一定の統一を図る必要がある。	平成31年10月から消費税が10%になることに合わせ、使用料統一表を作成する。 また、その減免についても、公平感のある減免・減額表を作成する。	活動目標	生涯学習施設等の使用料の見直し	—	統一基準と一覧表作成 減免規定の見直し	条例改正 手続（議案提出）12月 予定	実施	●生涯学習課 スポーツ振興課
					成果目標	生涯学習施設等の使用料統一と減免	—	—	—	負担の公平化	

●印の課が主担当として取り組みます。

行政改革大綱 後期実施計画書

2 市民満足度を重視した行政サービスと職員力の向上

(2) 市民との協働のまちづくりの推進

No	取 組 項 目	取 組 内 容	現状の課題	達成目標 (どういう状態にするのか)	年次計画					担当課	
					指標名 (単位)	現状 (H28)	29年度	30年度	期末値 (H31)		
6	自主防災組織の組織率の向上と活動支援 前期からの継続	自主防災組織の結成及び育成に資する防災出前講座や指導者研修会等を開催するほか、組織立ち上げに関する個別サポートや活動支援を行う。	自主防災組織率100%を目指して活動を行ってきたが、平成27年度末では目標を若干であるが下回る結果となった。 平成28年度は、9月末現在、組織率が83.4%と平成27年度末の78.6%に比べ向上しているものの伸びは鈍化していることから、自治会等が抱えている個別の課題解決に向けて対応できる態勢を整える必要がある。	災害時における初期消火、避難誘導等を地域が一体となり活動できるよう支援を行いながら、平成29年度までに自主防災組織率100%を目指す。	活動目標	自治会等への自主防災組織設立説明会の実施	自治会長等への戸別訪問の実施	自治会長等への戸別訪問の実施	自治会長等への戸別訪問の実施	総合防災課	
					成果目標	自主防災組織率(%)	83.4% (9月末現在)	100%	100%		100%
7	市民参加型の広報の充実 前期からの継続	市民の広報紙、インターネットメディア(ホームページ・フェイスブックなど)、コミュニティFMへの参画を推進する。	広報紙においては紙幅の関係上、新コーナー創設のスペース確保が難しい状況にあるので、SNSやコミュニティFMなどのその他メディアも活用し、市民参加の機会を創出する必要がある。	広報紙に掲載する市民参加型記事(顔写真入りインタビューなど)を月平均1件から3件に増やすことを目標とするとともに、インターネット(ホームページ・SNS)、コミュニティFMを活用し、市民参加の機会を新たに創出する。	活動目標	広報充実の取り組み	—	紙面レイアウトと既存コーナーの内容見直し 新コーナーの創設	紙面レイアウトと既存コーナーの内容見直し 新コーナーの創設	紙面レイアウトと既存コーナーの内容見直し 新コーナーの創設	総合政策課
					成果目標	市民参加型記事の拡充	月平均1件	月平均2件	月平均2件	月平均3件	

行政改革大綱 後期実施計画書

- 6 -

2 市民満足度を重視した行政サービスと職員力の向上

(2) 市民との協働のまちづくりの推進

No	取 組 項 目	取 組 内 容	現状の課題	達成目標 (どういう状態にするのか)	年次計画					担当課	
					指標名 (単位)	現状 (H28)	29年度	30年度	期末値 (H31)		
8	パブリックコメントの制度化 新 規	政策形成過程において市民の意見を反映させる機会を確保するとともに、その過程の透明性と公正性の向上を図るため、パブリックコメントの手続きに関する基準を作成する。	本市では、総合計画や市政の各分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定等の場合にパブリックコメントを実施しているが、その実施や方法については各担当課の裁量に任せられている現状である。 自治基本条例である「だいせんまちづくり基本条例」の施行を機に、政策の市民への説明責任及び公表の取組として、パブリックコメント制度の確立が必要と考える。	パブリックコメントの手続きに関する統一の基準を定め、これに基づき庁内各課が運用する。	活動目標	市民意見公募の手続	—	手続の実施基準の検討・作成	実施	実施	総合政策課
					成果目標	—	—	—	—	—	
9	市内総合型スポーツクラブの充実 新 規	総合型スポーツクラブ設立の成果や市のスポーツ施策が、市民に対してどのような影響を与えているのか検証するため、総合型スポーツクラブの運営状況を調査し、その結果を踏まえた対策をとることにより、総合型スポーツクラブの活動の充実を図る。	設立後2年以内のクラブが半数であるため、会員数の不足や運営が軌道に乗っていないといった課題もある。 現状を分析し、地域色豊かなクラブ運営を行っていくことが望まれている。	各総合型スポーツクラブの運営状況を調査し、その結果を踏まえ、クラブの自主性に配慮しつつ、活動を充実させるための必要な対策を実施し、会員数の増加を図る。	活動目標	活動を充実させる対策の実施	—	各総合型スポーツクラブ会員数及び運営状況の調査	対策の実施	対策の実施	スポーツ振興課
					成果目標	総合型スポーツクラブ会員数	2,100	2,100	2,100	2,200	

行政改革大綱 後期実施計画書

2 市民満足度を重視した行政サービスと職員力の向上

(3) 職員力の向上と意識改革

No	取 組 項 目	取 組 内 容	現状の課題	達成目標 (どういう状態にするのか)	年次計画					担当課	
					指標名 (単位)	現状 (H28)	29年度	30年度	期末値 (H31)		
10	職員研修受講者数の拡大 前期からの継続	主事・技師・保健師のうち、採用5年目から8年目までの職員で、平成28年度末において30歳以下の職員は、能力開発研修または市長会研修の受講を選択必修とする。 研修受講後に作成する研修受講報告書を全職員が閲覧可能とし、研修概要を把握することにより研修受講者数の拡大を図る。	受講者の募集を行っているが、対象職員への周知が課題である。	30歳以下の職員は、階層別研修や能力開発研修など、いずれかの研修を年1回以上受講する。	活動目標	受講者数拡大の取り組み	—	対象者への周知	対象者への周知	対象者への周知	総務課
		成果目標			対象者に占める受講者の割合	約50%	100%	100%	100%		
11	職員能力を活用するための人材リスト作成 前期からの継続	各職員の得意なことや資格等をまとめ、「職員人材リスト」を作成し、各課で行う事業等でその能力を活用する。	各職員が持っている資格や得意分野などの能力は様々あるが、各種講座またはイベント等の講師、協力者として能力を活用したくても把握が困難である。 職員の中には、資格や得意分野などがあるが職場で生かし切れていない一面もある。	職員の得意分野や資格等を職員人材リストに登録する。 講座やイベント、事業等がある際には、職員人材リストを活用して声をかけられる仕組みを構築する。 部や課の枠を超えた横断的な業務に、職員の能力を生かした取組を行う。	活動目標	職員人材リストの作成、運用	—	職員人材リストの収集方法や運用方法について検討しリストの作成 データ収集	運用 検証・修正	運用 検証・修正	総務課
					成果目標	事業等へ活用	—	—	活用	活用	

行政改革大綱 後期実施計画書

- 8 -

2 市民満足度を重視した行政サービスと職員力の向上

(3) 職員力の向上と意識改革

No	取組項目	取組内容	現状の課題	達成目標 (どういう状態にするのか)	年次計画					担当課	
					指標名 (単位)	現状 (H28)	29年度	30年度	期末値 (H31)		
12	省エネルギー推進体制の確立	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「省エネ法」という。)の特定事業者に指定されている教育委員会内に省エネルギーを推進するための体制をつくる。	省エネルギーの必要性については多くの職員が認識し、日々そのための行動を取っていると思われるが、省エネ法により毎年、過去5年度間のエネルギー使用量について低減目標を課せられ、年々達成が厳しくなる状況にあるということは、一部の省エネ担当者の認識に留まっている現状にある。 省エネ担当職員とその他の職員との間で認識に温度差があることから、このままでは、省エネ法で課せられている低減目標を達成できなくなるおそれがある。	教育委員会内に省エネルギー推進委員会を設置する。 所属職員1名を省エネルギー推進員に充て、夏季及び冬季前に省エネルギー推進員会議を開く。 省エネルギー推進員はこの会議において、実施すべき省エネ行動を確認及び情報交換を行い取り組みの意識を高めるほか、所属部署の職員に対する指導的役割を担うものとする。	活動目標	省エネルギー推進委員会の設置と活動	—	省エネルギー推進委員会の設置 会議の開催	推進	推進	教育総務課
				これにより、教育委員会全体の職員の省エネ意識の向上を図るとともに、各部署の実情に応じた省エネ行動マニュアルを作成する。	成果目標	エネルギー消費原単位の年平均で1%以上の低減	100%	前年度比99%	前年度比99%	前年度比99%	

新 規

新規

行政改革大綱 後期実施計画書

3 合併特例期間終了を見据えた財政健全化の推進

(1) 持続可能な財政基盤の確立

No	取組項目	取組内容	現状の課題	達成目標 (どういう状態にするのか)	年次計画					担当課	
					指標名 (単位)	現状 (H28)	29年度	30年度	期末値 (H31)		
13	市債発行額の抑制	市債発行額について、第2次総合計画前期実施計画期間内において、元金償還額の80%以内に収める。	平成27末現在高793億円 (臨財債除く)	後期実施計画(～平成31年度)期間内の市債発行額について、元金償還額の80%以内に抑制する。	活動目標	市債発行額の抑制	実施	実施	実施	後期期間中の市債発行額が元金償還額の80%以内	財政課
					成果目標	計画期間内での市債発行額の抑制	実施	実施	実施	実施	
前期からの継続											
14	各種補助金の検証・見直し	平成25年に策定した「市単独補助金の見直し方針」に基づき、補助金の使途や算出方法の精査、終期の設定、根拠例規との整合性を図りながら、補助金の必要性・行政効果を検証し、制度内容の見直しを実施する。	各種補助金について、「市単独補助金の見直し方針」に基づき、「継続」「拡充」「縮減」「終期の設定」「見直し時期の設定」の5区分に仕分けし、見直し方針を策定しているが、状況変化など現状を踏まえた見直しが必要となっている。	各種補助金における検証・見直しを継続実施する。	活動目標	補助制度内容の見直しを実施	H25策定の見直し方針を基に、再度補助制度の内容を検証し予算査定を実施	H25策定の見直し方針の内容を基に、再度補助制度の内容を検証し予算査定を実施	H25策定の見直し方針の内容を基に、再度補助制度の内容を検証し予算査定を実施	H25策定の見直し方針を基に、再度補助制度の内容を検証し予算査定を実施	財政課
					成果目標	補助金の適正化が図られ、財源確保につながる	補助金の縮減・終了により一般財源の確保につながった	補助制度内容の見直し及び必要性の検証により補助金交付の適正化を図る 財源の確保	補助制度内容の見直し及び必要性の検証により補助金交付の適正化を図る 財源の確保	補助制度内容の見直し及び必要性の検証により補助金交付の適正化を図る 財源の確保	
前期からの継続											

行政改革大綱 後期実施計画書

- 10 -

3 合併特例期間終了を見据えた財政健全化の推進

(2) 財源の確保・拡充

No	取組項目	取組内容	現状の課題	達成目標 (どういう状態にするのか)	年次計画					担当課
					指標名 (単位)	現状 (H28)	29年度	30年度	期末値 (H31)	
15	水道料金の収納率 向上の推進 前期からの継続	水道料金滞納者の情報を共有するため、簡易水道や下水道事業と合同収納対策会議を開催し、収納対策計画を策定するほか、納付相談や停水処分、個別訪問等を実施して収納率の向上を図る。	定期的な督促と催告状の発行、納付相談、市外に転居した県内在住の滞納者の個別訪問、納付改善が見られない滞納者への誓約書の徴取及び停水処分を実施したが、予定どおり納付にならない場合がある。	滞納者の情報を共有するため、簡易水道や下水道事業と合同収納対策会議を継続する。 新たに債権管理課との情報共有を図り、納付相談や停水処分などを実施し、個別訪問を実施する。	活動目標 個別訪問 (年間述べ数)	100人	110人	120人	130人	上水道課
					成果目標 収納率 (滞納繰越分)	89%	89.5%	90.0%	90.5%	
16	簡易水道料金の収納率 向上の推進 前期からの継続	上水道や下水道事業と合同収納対策会議を開催し、収納対策計画を策定するほか、各支所と個別協議を随時実施する。	催告書や給水停止予告書の発行により、少額ではあるが納付する滞納者はいる。しかし、現年度分を優先して納めるため、依然として滞納分に回せないケースが多い。 分納誓約書の内容を守らない滞納者へ電話等による催促をしても、納付とならないことが多い。	上水道や下水道事業と合同収納対策会議を開催し、年2回協議する。 各支所と随時個別協議をして、個々の状況を的確に判断する。	活動目標 上水・下水 合同収納 対策会議 の実施	年1回開催	年2回開催	年2回開催	年2回開催	水道課
					成果目標 収納率 (滞納繰越分)	40%	40%	45%	50%	
17	下水道使用料等の滞納分の 収納率向上の推進 前期からの継続	上水道と簡易水道事業の合同収納対策会議を開催し、滞納繰越分の収納率の向上を図る。	督促や催告をしても、反応が無かったり連絡がつかない、生活が苦しいなどの滞納理由が各地域で存在する。 納付相談により誓約書を提出しても、計画どおり納付とならないなどの問題がある。	上水道や簡易水道事業と合同収納対策会議を年2回開催する。	活動目標 上水・下水 合同収納 対策会議 の実施	年1回開催	年2回開催	年2回開催	年2回開催	下水道課
					成果目標 収納率 (滞納繰越分)	使用料 22% 公共負担 金・分担金 9% 農集分担 金 3%	使用料 40% 公共負担 金・分担金 24% 農集分担 金 16%	使用料 43% 公共負担 金・分担金 27% 農集分担 金 19%	使用料 45% 公共負担 金・分担金 30% 農集分担 金 24%	

行政改革大綱 後期実施計画書

3 合併特例期間終了を見据えた財政健全化の推進

(2) 財源の確保・拡充

No	取組項目	取組内容	現状の課題	達成目標 (どういう状態にするのか)	年次計画					担当課	
					指標名 (単位)	現状 (H28)	29年度	30年度	期末値 (H31)		
18	公有財産処分の推進 前期からの継続	売却可能資産及び未利用資産の売却を積極的に進める。	売却可能資産は、価格的な面もあるが立地的(所在地)にも簡単に売却できる状況にない土地が多いため、新たな対策を検討する必要がある。 未利用資産は、土地の測量や境界確定させる経費が必要であり、費用対効果の面からも購入者がいなければ進まないのが現実である。ただし、購入希望者がいれば、経費を予算化して積極的に売却へ向け取り組みたい。	最終的には、全ての資産を売却することにあるが、年度単位では売却可能資産の売却価格の総額に対する10%以上の土地売却収入を見込むこととする。 (土地売却収入には、売却可能資産や未利用資産及び法定外公共用財産を含むものとする。)	活動目標	財産処分の取り組み	—	財産処分推進委員会による売却方法の検討 ホームページの充実 売却物件への看板設置	財産処分推進委員会による売却方法の検討 ホームページの充実 売却物件への看板設置	財産処分推進委員会による売却方法の検討 ホームページの充実 売却物件への看板設置	財政課
					成果目標	売却可能資産の売却価格総額	255,957千円	売却可能資産の売却価格総額の10%以上 (歳入予算:土地売却収入の合計)	売却可能資産の売却価格総額の10%以上 (歳入予算:土地売却収入の合計)	売却可能資産の売却価格総額の10%以上 (歳入予算:土地売却収入の合計)	
19	市税等の滞納防止と自主納付の促進 新規	滞納処分や差押財産の公売に関する実績を市民へ公表し、滞納防止と自主納付に向けた意識啓発を行う。 滞納の長期化・高額化を防止し、自主納付を促すため初期滞納者への対応を強化する。 ①年末を目処に行ってきた初期滞納者への催告発送を納期3か月後程度を目処に早期実施。 ②催告後納付に至らない者は、年度内に財産調査・差押を実施し、滞納繰越者を減らす。	長期に渡って滞納状態にあるが、完納に至るような現金資産をもたない滞納者が多く、滞納処分が機能しないケースが増加している。 現金資産以外の滞納処分については、コストが膨大で現状の体制で頻繁な実施は困難。 過去の滞納を強制徴収しても市税は毎年課税されており、本人の自主納付を促す対策が必要。	各種取組の進捗状況を達成目標とする。	活動目標	滞納防止と自主納付促進の取組	取組なし	滞納処分実績等の公表方法を協議・検討 初期滞納者への早期催告 初期滞納者への早期差押	滞納処分実績の公表開始 税外債権の取組の公表を検討。	各種取組の効果検証 必要に応じて適時修正	債権管理課
					成果目標	取組の進捗状況	取組なし	上記取組の100%実施	上記取組の100%実施	上記取組の100%実施	